

2023年 3月 1日現在

群栄化学工業株式会社定款

群馬県高崎市宿大類町700番地
群栄化学工業株式会社

1946年	1月11日	制定
1948年	6月12日	改正
1949年	4月15日	改正
1949年	5月28日	改正
1951年1	1月17日	改正
1953年	6月19日	改正
1956年	6月23日	改正
1959年	6月27日	改正
1960年	6月24日	改正
1961年	6月27日	改正
1961年1	2月26日	改正
1963年	6月26日	改正
1964年	6月26日	改正
1974年1	2月26日	改正
1975年	7月30日	改正
1979年	7月31日	改正
1980年	7月29日	改正
1982年	7月24日	改正
1984年	7月19日	改正
1991年	7月25日	改正
1994年	6月29日	改正
1998年	6月26日	改正
2002年	6月27日	改正
2003年	6月27日	改正
2004年	6月29日	改正
2005年	6月24日	改正
2006年	6月29日	改正
2008年	6月27日	改正
2009年	6月26日	改正
2010年	1月 6日	改正
2012年	6月22日	改正
2015年	6月26日	改正
2016年1	0月 1日	改正
2022年	6月24日	改正
2023年	3月 1日	改正

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、群栄化学工業株式会社と称し、英字では、Gun Ei Chemical Industry Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は下記の事業を営むことを目的とする。

1. フェノール系レヂン、ワニスおよび接着剤の製造ならびに販売。
2. フェノール系繊維の製造ならびに販売。
3. 有機工業薬品の製造ならびに販売。
4. 異性化糖、ぶどう糖および水あめの製造ならびに販売。
5. 不動産の賃貸。
6. 前各号に付帯したまは関連する事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を群馬県高崎市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は 17,621,100 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

- 第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。
2. 買増しを請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(単元未満株主の権利制限)

- 第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は株主名簿管理人を置く。
- 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

- 第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利行使することができる株主とする。
- 前項に定めるほか取締役会において必要と認めた場合にはその決議によってあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

- 第 13 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要の場合に招集する。

(総会の招集者)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか社長が招集する。
社長に事故があるときは取締役会により定めた順序で他の取締役が招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。
社長に事故があるときは取締役会により定めた順序で他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は法令および定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
ただし、代理人は代理権を証明する書面を会社に差出すことを要する。

(総会の議事録)

第19条 株主総会の議事はその経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本（その作成に代わり電磁的記録が作成された場合における電磁的記録を含む）を5年間支店に備え置く。

(取締役会の設置)

第20条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

増員または補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。

(取締役選任の決議)

第23条 取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 会社を代表すべき取締役は取締役会の決議によって選定する。

代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役会はその決議をもって、取締役中より会長1名、社長1名、および副社長、専務取締役、常務取締役をそれぞれ若干名を定めることができる。

(取締役会の招集者)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか社長が招集する。

社長に事故があるときは、取締役会により定めた順序で他の取締役が招集する。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、取締役会議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
補欠によって選任された監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。

(監査役選任の決議)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。
監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日より1週間前に、各監査役に発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、この限りでない。

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、監査役会議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行い、決議の日から10年間本店に備え置く。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第45条 当会社は取締役会の決議をもって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第46条 期末配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
ただし、未払の期末配当金および中間配当金については利息をつけない。